

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

No. 2

所管課かい名 環境創造課

許認可等の内容	設備整備計画の変更の認定	
根拠法令等及び条項	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第8条第1項	
行政庁	静岡市長	
法令の定め	<p>農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）</p> <p>（設備整備計画の変更等）</p> <p>第8条 前条第3項の認定を受けた者（以下「認定設備整備者」という。）は、当該認定に係る設備整備計画を変更しようとするときは、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、計画作成市町村の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令・環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p>	
審査基準	基準 （未設定の場合はその理由）	別紙のとおり
	設定年月日	令和6年1月9日設定
標準処理期間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	変更申請書が提出された後14日以内
	設定年月日	令和6年1月9日設定

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第8条第1項の規定による設備整備計画の変更の認定に係る審査基準

次に掲げる要件に該当する場合は、認定するものとします。

- 1 申請書若しくはこれに添付された書類又は設備整備計画に記載された事項のほか、必要に応じ実施した調査によって判明した事情その他の一切の事情を総合的に考慮して、申請のとおり設備整備計画を変更してもなお、設備整備計画の内容が基本計画に適合するものであり、かつ、申請者が設備整備計画を実施する蓋然性が客観的に認められること。
- 2 設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、静岡市が管理する漁港の区域内の水域又は公共空地において行う行為であって漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条第1項の許可を受けなければならないものである場合には、その行為が特定漁港漁場整備事業の施行、漁港の利用又は漁港の保全に及ぼす影響の具体的な内容及びその程度、その影響を受忍する余地の有無等の事情を総合的に考慮して、申請のとおり設備整備計画を変更してもなお、同条第2項に規定する「申請に係る行為が特定漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与えるものでない」と認められること。
- 3 設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、静岡市が管理する海岸保全区域内において行う行為であって海岸法（昭和31年法律第101号）第7条第1項又は第8条第1項の許可を受けなければならないものである場合には、その行為が海岸の防護に及ぼす影響の具体的な内容及びその程度、その影響を受忍する余地の有無等の事情を総合的に考慮して、申請のとおり設備整備計画を変更してもなお、同法第7条第2項に規定する「その申請に係る事項が海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがある」と認められないこと。